

日本大学通信教育部学則

第1節 総則

第1条 本大学通信教育部は、大学通信教育設置基準により、大学教育の機会均等を強化して、文化の進展に寄与することを、その主たる目的及び使命とする。

第2条 通信教育を行うため、本大学法学部・文理学部・経済学部及び商学部にそれぞれの通信教育課程を置き、これを次の専攻部門に分ける。

学 部 名	専 攻 部 門
法 学 部	法 律 学 科 政 治 経 済 学 科
文 理 学 部	文 学 専 攻 (国 文 学 学 哲 学 専 攻 史 学 専 攻)
経 済 学 部	経 済 学 科
商 学 部	商 業 学 科

- 2 本大学通信教育課程の学生を正科生・科目履修生・特修生の3種とする。
- 3 本大学通信教育課程における学生の定員は、次のとおりである。

学 部	専 攻 部 門	毎年入学定員	収容定員
法 学 部	法 律 学 科 政 治 経 済 学 科	3,000	12,000
文 理 学 部	文 学 専 攻 哲 学 専 攻 史 学 専 攻	3,000	12,000
経 済 学 部	経 済 学 科	1,500	6,000
商 学 部	商 業 学 科	1,500	6,000

- 4 第1項に定める学部及び専攻部門の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別表1に定める。

第2節 通信教育部の組織

第3条 通信教育課程を実施するために、通信教育部を置く。

- 2 通信教育課程の授業は、本大学の通学課程並びに通信教育課程の教員が担当す

る。ただし、必要があるときは、通信教育学務委員会の審議を経て、その他の適任者に担当させることができる。

3 通信教育部に、通信教育学務委員会（以下「委員会」という）を置く。

- ① 委員会の構成に関する事項は、別に定める。
- ② 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 通信教育課程の実施における重要な事項に関すること。
 - (2) 法学部・文理学部・経済学部及び商学部の教授会から委任された別に定める事項に関すること。
- ③ 通信教育部長は、前号の審議結果を関係学部へ報告する。
- ④ 委員会は、通信教育部長が招集し、その議長となる。
- ⑤ 委員会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を合意するものではない。

第4条 通信教育部に事務局を置き、通信教育課程に関する事務を取り扱う。

第5条 本学則に、規定しない事項については、日本大学学則第1章総則による。

第3節 教育課程及び履修方法

第6条 通信教育課程における授業科目及び単位数並びに履修方法は、次のとおりである。

法学部の卒業に必要な総単位数は、履修方法に指定された単位を含めて、1から5の授業科目区分より総計124単位以上を修得しなければならない。

文理学部各専攻とも卒業に必要な総単位数は、履修方法に指定された単位数を含めて、1から5の授業科目区分より総計124単位以上を修得しなければならない。

経済学部の卒業に必要な総単位数は、124単位である。このうち20単位は総合教育科目から、8単位は外国語科目から、2単位は保健体育科目から、82単位は専門教育科目及び選択コース科目から修得しなければならない。また、その他に12単位を自由選択科目として総合教育科目、外国語科目、専門教育科目及び選択コース科目の中から修得しなければならない。

商学部の卒業に必要な総単位数は、124単位である。このうち20単位は総合教育科目から、8単位は外国語科目から、2単位は保健体育科目から、82単位は専門教育科目及び選択コース科目から修得しなければならない。また、その他に12単位を自由選択科目として総合教育科目、外国語科目、専門教育科目及び選択コース科目の中から修得しなければならない。

1 総合教育科目（各学科共通）

授 業 科 目	単位数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	履 修 方 法	備 考
哲 学	4		4	左記の中から20単位以上を修得しなければならない。	
論 理 学	4		4		
倫 理 学	4		4		
宗 教 学	4		4		
歴 史 学	4		4		
文 化 史	4		4		
美 術 史	4		4		
文 学	4		4		
法学 <small>（日本国憲法2） （単位を含む）</small>	4		4		
社 会 学	4		4		
政 治 学	4		4		
経 済 学	4		4		
数 学	4		4		
生 物 学	4		4		
心 理 学	4		4		
統 計 学	4		4		
科 学 史	4		4		
総 合 科 目 I	2		2		
総 合 科 目 II	2		2		
総 合 科 目 III	2		2		
総 合 科 目 IV	2		2		
総 合 科 目 V	2		2		
総 合 科 目 VI	2		2		

2 外国語科目（各学科共通）

授 業 科 目	単位数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	履 修 方 法	備 考
1 英語科目				外国語科目のうち1外国語科目から8単位を選択必修とする。ただし、文学専攻（英文学）は英語科目から10単位を必修とする。なお、文学専攻（英文学）以外の外国人（日本語を母語としない者）については日本語科目8単位を必修とする。	
英 語 I	2		2		
英 語 II	2		2		
英 語 III	2		2		
英 語 IV	2		2		
英 語 V	2		2		

英 語 基 礎	2		2		
実 用 英 語 検 定	2		2		
T O E I C	2		2		
T O E F L	2		2		
2ドイツ語科目					
ド イ ツ 語 I	2		2		
ド イ ツ 語 II	2		2		
ド イ ツ 語 III	2		2		
ド イ ツ 語 IV	2		2		
3フランス語科目					
フ ラ ン ス 語 I	2		2		
フ ラ ン ス 語 II	2		2		
フ ラ ン ス 語 III	2		2		
フ ラ ン ス 語 IV	2		2		
4中国語科目					
中 国 語 I	2		2		
中 国 語 II	2		2		
中 国 語 III	2		2		
中 国 語 IV	2		2		
5日本語科目					
日 本 語 I	2		2	} 外国人（日本語を母語としない者）のみ履修できる。	
日 本 語 II	2		2		
日 本 語 III	2		2		
日 本 語 IV	2		2		

3 保健体育科目（各学科共通）

授 業 科 目	単位数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	履 修 方 法	備 考
保 健 体 育 講 義 I	1		1	} 1科目選択必修	
保 健 体 育 講 義 II	1		1		
体 育 実 技 I	1		1	} 1科目選択必修	
体 育 実 技 II	1		1		

4 専門教育科目

法学部

I 法律学科					
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
I 類				I～V類より、必修科目44単位、選択必修科目8単位、計52単位以上を修得しなければならない。	
法 哲 学	4		4		
日 本 法 制 史	4		4		
II 類				1 科目選択必修	
憲 法	4	4			
行 政 法 I	4		4		
行 政 法 II	4		4		
税 法	4		4		
労 働 法	4		4		
国 際 法	4		4		
国 際 私 法	4		4		
知 的 財 産 権 法	4		4		
III 類				1 科目選択必修	
民 法 I	4	4			
民 法 II	4	4			
民 法 III	4	4			
民 法 IV	4	4			
民 法 V	4	4			
刑 法 I	4	4			
刑 法 II	4	4			
商 法 I	4	4			
商 法 II	4	4			
商 法 III	4	4			
民 事 訴 訟 法	4		4		
刑 事 訴 訟 法	4		4		
IV 類					
政 治 学 原 論	4		4		
経 済 学 原 論	4		4		
経 済 政 策	4		4		
行 政 学	4		4		
財 政 学	4		4		

国際政治学	4		4		
国際経済論	4		4		
V 類					
法学特殊講義 I	4		4		
法学特殊講義 II	4		4		
卒業論文	4		4		

II 政治経済学科					
授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
I 類				I 類からは必修科目 8 単位、選択必修科目 8 単位を含めて、計 24 単位以上を修得しなければならない。	
政治学原論	4		4	} 1 科目選択必修	
政治思想史	4		4		
日本政治史	4		4	} 1 科目選択必修	
東洋政治史	4		4		
西洋政治史	4		4		
外交史	4		4		
行政学	4	4			
地方自治論	4		4		
比較政治学	4		4		
国際政治学	4	4			
国際関係論	4		4		
政治学特殊講義 I	4		4		
政治学特殊講義 II	4		4		
II 類				II 類からは必修科目 4 単位、選択必修科目 12 単位を含めて、計 20 単位以上を修得しなければならない。	
経済学原論	4	4			
経済学説史	4		4	} 1 科目選択必修	
日本経済史	4		4		
西洋経済史	4		4		
財政学	4		4	} 1 科目選択必修	
租税論	4		4		
金融論	4		4		

経 済 政 策	4		4	1 科目選択必修	
社 会 政 策	4		4		
労 働 経 済 論	4		4		
国 際 経 済 論	4		4		
経済学特殊講義 I	4		4		
経済学特殊講義 II	4		4		
III 類				III類からは選択必修科目 8単位以上を修得しなければ ならない。 選択科目は、選択コース 科目を含めた中から42単 位以上修得しなければならない。	
憲 法	4		4		
行 政 法 I	4		4		
行 政 法 II	4		4		
民 法 I	4		4		
民 法 II	4		4		
民 法 III	4		4		
民 法 IV	4		4		
民 法 V	4		4		
労 働 法	4		4		
国 際 法	4		4		
国 際 私 法	4		4		
知的財産権法	4		4		
IV 類				2 科目選択必修	
卒 業 論 文	4		4		

文理学部

I 文学専攻 (ア国文学 イ英文学)					
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
ア (国文学)				(ア)又は(イ)のいずれかを選択するものとする。 (ア)を選択の場合には、必修科目及び選択必修科目を含めて、56単位以上を修得しなければならない。 選択科目は、選択コース科目を含めた中から38単位以上を修得しなければならない。	

国文学基礎講義	4	4	5科目選択必修
国文学概論	4	4	
国語学概論	4	4	
国文学史Ⅰ	4	4	
国文学史Ⅱ	4	4	
国文学法	4	4	6科目選択必修
国文学講義Ⅰ(上代)	4	4	
国文学講義Ⅱ(中古)	4	4	
国文学講義Ⅲ(中世)	4	4	
国文学講義Ⅳ(近世)	4	4	
国文学講義Ⅴ(近代)	4	4	
国文学講義Ⅵ(現代)	4	4	
国語学講義	4	4	
国語学特殊講義	4	4	
国文学特殊講義Ⅰ	4	4	
国文学特殊講義Ⅱ	4	4	
国文学基礎演習	2	2	2科目選択必修
国語学基礎演習	2	2	
国語学演習Ⅰ	2	2	
国語学演習Ⅱ	2	2	
国語学演習Ⅲ	2	2	
国文学演習Ⅰ	2	2	
国文学演習Ⅱ	2	2	
国文学演習Ⅲ	2	2	
国文学演習Ⅳ	2	2	
国文学演習Ⅴ	2	2	
国文学演習Ⅵ	2	2	
漢文学Ⅰ	4	4	
漢文学Ⅱ	2	2	
国語音声学	4	4	
文章表現法	4	4	
文章表現演習	2	2	
卒業論文	8	8	
イ(英文学)			(イ)を選択の場合は、必修科目及び選択必修科目を含めて、56単位以上を修

英語学概説	4	4	得しなければならない。 選択科目は、選択コース 科目を含めた中から36単 位以上を修得しなければ ならない。
英語文学概説	4	4	
西洋古典	4	4	
イギリス文学史Ⅰ	4	4	
イギリス文学史Ⅱ	4	4	
アメリカ文学史	4	4	
英語史	4	4	
英文法	4	4	
英作文Ⅰ	2	2	
英作文Ⅱ	2	2	
英語音声学	4	4	2科目選択必修
スピーチ コミュニケーションⅠ	2	2	
スピーチ コミュニケーションⅡ	2	2	
新聞英語	2	2	
放送英語	2	2	
英米事情Ⅰ	2	2	
英米事情Ⅱ	2	2	
異文化間コミュニ ケーション概論	2	2	
英語学特殊講義	4	4	
英米文学特殊講義	4	4	
英語学演習Ⅰ	2	2	1科目選択必修
英語学演習Ⅱ	2	2	
英語学演習Ⅲ	2	2	
英米文学演習Ⅰ	2	2	
英米文学演習Ⅱ	2	2	
英米文学演習Ⅲ	2	2	
英語音声学演習	2	2	
近代小説演習	2	2	
現代小説演習Ⅰ	2	2	
現代小説演習Ⅱ	2	2	
			3科目選択必修

卒業論文	8	8		
------	---	---	--	--

II 哲学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
哲学基礎講読	4	4		必修科目及び選択必修科目を含めて、56単位以上を修得しなければならない。選択科目は、選択コース科目を含めた中から38単位以上を修得しなければならない。 3科目選択必修 2科目選択必修 2科目選択必修	
宗教学基礎講読	4	4			
倫理学基礎講読	4	4			
日本思想史 I	4		4		
日本思想史 II	4		4		
東洋思想史 I	4		4		
東洋思想史 II	4		4		
西洋思想史 I	4		4		
西洋思想史 II	4		4		
哲学概論	4	4			
宗教学概論	4	4			
倫理学概論	4	4			
哲学特殊講義	4		4		
宗教学特殊講義	4		4		
倫理学特殊講義	4		4		
科学哲学	4		4		
哲学演習 I	2		2		
哲学演習 II	2		2		
倫理学演習 I	2		2		
倫理学演習 II	2		2		
宗教学演習 I	2		2		
宗教学演習 II	2		2		
現代思想演習 I	2		2		
現代思想演習 II	2		2		
卒業論文	8	8			

III 史学専攻

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
				必修科目及び選択必修科目を含めて、56単位以上	

日本史入門	4	4	}	を修得しなければならない。選択科目は、選択コース科目を含めた中から38単位以上を修得しなければならない。
東洋史入門	4	4		
西洋史入門	4	4		
考古学入門	4	4		
史学概論	4	4	}	3科目選択必修
日本史概説	4	4		
東洋史概説	4	4		
西洋史概説	4	4	}	3科目選択必修
考古学概説	4	4		
日本史特講Ⅰ	4	4		
日本史特講Ⅱ	4	4	}	4科目選択必修
日本史特講Ⅲ	4	4		
東洋史特講Ⅰ	4	4		
東洋史特講Ⅱ	4	4		
東洋史特講Ⅲ	4	4		
西洋史特講Ⅰ	4	4		
西洋史特講Ⅱ	4	4		
西洋史特講Ⅲ	4	4		
考古学特講Ⅰ	4	4		
考古学特講Ⅱ	4	4		
日本史演習Ⅰ	2	2	}	2科目選択必修
日本史演習Ⅱ	2	2		
東洋史演習Ⅰ	2	2		
東洋史演習Ⅱ	2	2		
西洋史演習Ⅰ	2	2		
西洋史演習Ⅱ	2	2		
考古学演習Ⅰ	2	2		
考古学演習Ⅱ	2	2		
古文書学	4	4		
卒業論文	8	8		

経済学部

経済学科					
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
経 済 学 概 論	4	4		必修科目は、12単位を修得しなければならない。 選択科目は、選択コース科目を含めた中から70単位以上を修得しなければならない。	
経 済 原 論	4	4			
経 済 学 史	4		4		
計 量 経 済 学	4		4		
価 格 理 論	4		4		
産 業 組 織 論	4		4		
経 済 史 総 論	4	4			
日 本 経 済 史	4		4		
西 洋 経 済 史	4		4		
経 済 政 策 総 論	4		4		
農 業 経 済 論	4		4		
工 業 経 済 論	4		4		
国 際 経 済 論	4		4		
日 本 経 済 論	4		4		
ア メ リ カ 経 済 論	4		4		
中 国 経 済 論	4		4		
経 済 開 発 論	4		4		
経 済 地 理 学	4		4		
財 政 学 総 論	4		4		
地 方 財 政 論	4		4		
租 税 論	4		4		
貨 幣 経 済 論	4		4		
金 融 論	4		4		
国 際 金 融 論	4		4		
経 済 統 計 学	4		4		
社 会 政 策 論	4		4		
労 働 経 済 論	4		4		
民 法	4		4		
商 法	4		4		
労 働 法	4		4		
情 報 概 論	4		4		

特 殊 講 義	2又は4		2又は4	
卒 業 論 文	4		4	

商学部

商業学科					
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
商 学 部 門				選択必修科目は、商学部門・経済学部門・法学部門及び特殊部門の特殊講義や外国書講読から48単位以上を修得しなければならない。 選択科目は、選択コース科目を含めた中から34単位以上を修得しなければならない。	
商 学 総 論	4		4		
マ ー ケ テ ィ ン グ	4		4		
貿 易 論	4		4		
金 融 機 関 論	4		4		
交 通 論	4		4		
海 運 港 湾 論	4		4		
保 險 総 論	4		4		
損 害 保 險 論	4		4		
証 券 市 場 論	4		4		
広 告 論	4		4		
商 品 学	4		4		
経 済 地 理	4		4		
市 場 調 査 論	4		4		
国 際 金 融 論	4		4		
商 業 政 策	4		4		
商 業 英 語 I	2		2		
商 業 英 語 II	2		2		
流 通 経 済 論	4		4		
製 品 計 画 論	4		4		
観 光 事 業 論	4		4		
商 業 史	4		4		
経 営 学 部 門					
経 営 学	4		4		
経 営 管 理 論	4		4		
中 小 企 業 論	4		4		
会 計 学 部 門					
簿 記 論 I	4		4		

簿記論 II	4		4		
会計学	4		4		
原価計算論	4		4		
経済学部門					
経済原論	4		4		
金融論	4		4		
国際経済論	4		4		
特殊部門					
情報管理論	4		4		
外国書講読	2		2		
特殊講義	2又は4		2又は4		
卒業論文	4		4		
法学部門					
民法	4		4		
商法	4		4		
税法	4		4		

5 選択コース科目（各学科共通）

各コースとも許可を得て履修することができる。

I 司書教諭コース

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
学校経営と学校図書館	2		2		
学校図書館メディアの構成	2		2		
学習指導と学校図書館	2		2		
読書と豊かな人間性	2		2		
情報メディアの活用	2		2		

II 学芸員コース

授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
生涯学習論	2		2		
博物館概論	2		2		
博物館経営論	2		2		
博物館資料論	2		2		
博物館資料保存論	2		2		

博物館展示論	2		2		
博物館教育論	2		2		
博物館情報・メディア論	2		2		
博物館実習Ⅰ	1		1		
博物館実習Ⅱ	2		2		
博物館実習Ⅲ	1		1		
民俗学	4		4		
文化人類学	4		4		

Ⅲ 教職コース

法学部

I 法律学科					
授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
日本史概論	4		4		
東洋史概論	4		4		
西洋史概論	4		4		
人文地理学概論	4		4		
自然地理学概論	4		4		
地誌学概論	4		4		
哲学概論	4		4		
倫理学概論	4		4		

II 政治経済学科					
授業科目	単位数	必修単位数	選択単位数	履修方法	備考
日本史概論	4		4		
東洋史概論	4		4		
西洋史概論	4		4		
人文地理学概論	4		4		
自然地理学概論	4		4		
地誌学概論	4		4		
哲学概論	4		4		
倫理学概論	4		4		

文理学部

I 文学専攻（ア国文学）					
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
ア（国文学）					
漢 字 書 法	2		2		
か な 書 法	2		2		

II 哲学専攻					
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
地 理 学 概 論	4		4		
地 誌 学	4		4		
法 学 通 論	4		4		
政 治 学 概 論	4		4		
経 済 学 概 論	4		4		
商 法	4		4		
労 働 法	4		4		
国 際 法	4		4		
国 際 経 済 論	4		4		
日 本 史 概 説	4		4		
東 洋 史 概 説	4		4		
西 洋 史 概 説	4		4		

III 史学専攻					
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
地 理 学 概 論	4		4		
人 文 地 理 学 概 論	4		4		
自 然 地 理 学 概 論	4		4		
地 誌 学	4		4		
哲 学 概 論	4		4		
宗 教 学 概 論	4		4		
倫 理 学 概 論	4		4		
法 学 通 論	4		4		
政 治 学 概 論	4		4		
経 済 学 概 論	4		4		

商	法	4		4		
労	働	法	4		4	

経済学部

経済学科						
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考	
日 本 史 概 説	4		4			
外 国 史 概 説	4		4			
人 文 地 理 学 概 論	4		4			
自 然 地 理 学 概 論	4		4			
地 誌 学	4		4			
法 律 学 概 論 (国際法を含む)	4		4			
国 際 政 治 論	4		4			
哲 学 概 論	4		4			
倫 理 学 概 論	4		4			

商学部

商業学科						
授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考	
職 業 指 導	4		4			

第7条 教科及び教職に関する科目（各教科の指導法に関する科目，教諭の教育の基礎的理解に関する科目等）は，中学校及び高等学校の教員免許状を必要とする教職コース履修者のために設けられたものであって，その授業科目の種類及び単位数は，次のとおりである。

A
〔日本大学
令二〕
一七

授 業 科 目	単位数	必 修 単位数	選 択 単位数	履 修 方 法	備 考
国語科教育法Ⅰ	2	2		必修を含め，中学校36単位以上，高等学校28単位以上を履修しなければならない。ただし，高等学校（英語）は32単位以上を履修しなければならない。 各教科教育法については，当該の1教科教育法を必修するものとする。 各教科教育法Ⅲ・Ⅳは，中学校に必修。ただし，中学校（社会）の場合	
国語科教育法Ⅱ	2	2			
国語科教育法Ⅲ	2		2		
国語科教育法Ⅳ	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2		2		
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2		
社会科・公民科教育法Ⅰ	2		2		

社会科・公民科教育法Ⅱ	2		2	は、社会科・地理歴史科教育法Ⅰ、社会科・地理歴史科教育法Ⅱ、社会科・公民科教育法Ⅰ及び社会科・公民科教育法Ⅱを必修とする。また、高等学校（地理歴史）の場合は、社会科・地理歴史科教育法Ⅰ及び社会科・地理歴史科教育法Ⅱを必修とする。また、高等学校（公民）の場合は、社会科・公民科教育法Ⅰ及び社会科・公民科教育法Ⅱを必修とする。	高等学校は、「大学が独自に設定する科目」の選択科目	
英語科教育法Ⅰ	2	2				
英語科教育法Ⅱ	2	2				
英語科教育法Ⅲ	2	2				
英語科教育法Ⅳ	2	2				
商業科教育法Ⅰ	2	2				
商業科教育法Ⅱ	2	2				
教育原論	2	2				
現代教職論	2	2				
教育制度論	2	2	} 1科目選択必修			
教育の社会学	2	2				
発達と学習	2	2				
特別支援教育概論	1	1				
教育課程論	2	2				
道徳教育の理論と方法	2		2			中学校必修
特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2				
教育の方法・技術論	2	2				
生徒指導・進路指導論	2	2				
教育相談	2	2				
教育実習Ⅰ	4		4	} 1科目選択必修。ただし、中学校は教育実習Ⅰ必修		
教育実習Ⅱ	2		2			
教育実習事前・事後指導	1	1				
教職実践演習（中・高）	2	2				

第7条の2 本大学通信教育課程において、取得できる中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部名	専攻部門	免許教科の種類	
		中学校 一種免許状	高等学校 一種免許状
法学部	法律学 政治経済学	社会 社会	地理歴史 地理歴史 公民 公民

文 理 学 部	文学専攻 (国文学) 文学専攻 (英文学) 哲学専攻 史学専攻	国語 英語 社会 社会	国語 英語 公民 地理歴史
経 済 学 部	経 済 学 科	社会	地理歴史 公民
商 学 部	商 業 学 科		商業

第4節 履修規定

第8条 各学部の通信教育課程を卒業するためには、第3節教育課程及び履修方法に従って、所定の単位数を修得しなければならない。

- 2 卒業に必要な単位のうち、30単位以上は面接授業又はメディアを利用して行う授業で修得しなければならない。
- 3 卒業論文提出者は、前各項の単位修得のほかに、総合面接試験に合格しなければならない。
- 4 保健体育科目のうち実技については、それぞれの地域において、他の大学、教育委員会等が開催する体育事業等のうち本学が適当と認めるものに参加することにより履修することができるものとし、別に定める規定により単位を与える。
- 5 通信教育課程の授業については、45時間の学習活動に相当する教材の履修をもって1単位とする。

第9条 中学校教諭（国語科、英語科、社会科）の普通免許状、高等学校教諭（国語科、英語科、地理歴史科、公民科、商業科）の普通免許状を得ようとするものは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定によって、教科及び教職に関する科目を、第3節教育課程及び履修方法の中から選択履修するものとする。

第10条 通信による1学年間の履修単位は、30単位を基準とする。

第5節 指導

第11条 通信教育課程における教育は、(1)教材、(2)学習指導書、(3)報告課題の添削指導、(4)質疑応答、(5)面接授業及びその他によって行うものとする。

- 2 教材は、毎年30単位以上、4年間に124単位以上を配付する。
- 3 学習指導書は、各授業科目について必要に応じて作成し、教材とともに配付する。
- 4 各教材については、報告課題及び必要に応じて自由研究課題を設け、次の方法で指導する。

- ① 学生は所定の報告課題について、解答報告を提出し、学習指導を受け、合格しなければならない。
 - ② 解答に対しては、担当教授又は指導教員が添削し、批評採点を行った上返送する。
 - ③ 自由研究課題は、解答の提出を必要としない。
- 5 配付された教材については、質疑することができる。ただし、質疑は所定の質問票をもってしなければならない。質問票による質問に対しては、指導教員が解答を作成し、返送する。
 - 6 面接授業は、本学の校舎又は本学が指定する施設において、通算1学年分に相当する期間行うものとする。面接授業実施に関する時期、場所、科目、その他については、そのつどこれを定める。
 - 7 メディアを利用して行う授業は、指定した受講期間内にインターネットその他双方向の通信手段により行う。

第6節 学年・入学・在学・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第12条 1学年は、4月から翌年3月まで又は10月から翌年9月までとする。

2 入学の時期は、原則として4月1日又は10月1日とする。

第13条 本大学通信教育課程に入学することのできる者は、日本大学学則第17条に該当する資格を持つものとする。

第14条 編入学とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学通信教育課程に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学通信教育課程に入学する場合も編入学とする。

2 本大学通信教育課程に編入学することのできる者は、日本大学学則第21条第2項に該当する資格を持つものとする。

3 編入学生の取扱いについては、別に定める規定による。

第15条 入学は、書類選考によって許可する。ただし、必要に応じて面接考査を行うことがある。

第16条 入学を志願する者は、所定の手続によって願い出るものとする。

第17条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第18条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学部学科等の収容定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することがある。

3 再入学者の取扱いについては、別に定める規定による。

第19条 修業年限とは、本大学通信教育課程の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学通信教育課程において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は最低4年とし、在学年限は12年とする。

4 編入学・再入学・転部・転科及び転籍後の在学年限は、別に定める規定による。

第20条 (削除)

第21条 (削除)

第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。

2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。なお、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。

4 転部・転科及び転籍する者の取扱いについては、別に定める規定による。

第23条 (削除)

第24条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、修学できない状態のことをいう。

A
〔日本大学
令
二
二

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年次を除き、休学することができる。

4 休学期間は、1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

第25条 休学者は、学年の始めてなければ復学することができない。

第26条 休学期間は、在学年数に算入する。

第26条の2 留学とは、各学部の通信教育課程が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第27条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続により、次のものがある。

- ① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。
- ② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの
- ③ 第28条に基づく除籍によるもの
- ④ 第49条第2項に基づく懲戒によるもの

第28条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- ① 故なくして授業料の納付を怠った者
- ② 在学年限を超えた者

第7節 試験

第29条 各授業科目を履修した者は、指定の時期及び場所において、その授業科目の科目修得試験を受けなければならない。

第30条 合格した授業科目については、その授業科目所定の単位を与え、又願出によってその授業科目の合格証明書を与える。

第31条 不合格の授業科目については、一定期間後、再試験を受けることができる。

第8節 卒業及び学士の学位

第32条 4年以上在学し、所定の授業科目及び単位を修得して、卒業資格を得た者には学士の学位を授与する。

第33条 前条の学位に付記する専攻分野は次のとおりとする。

学 部 名	専 攻 部 門	専攻分野の名称
法 学 部	法 律 学 科 政 治 経 済 学 科	法 学

文 理 学 部	文 学 専 攻 { 国 文 学 攻 攻 } 哲 史 学 学 専 攻	文 学
経 済 学 部	経 済 学 科	経 済 学
商 学 部	商 業 学 科	商 学

第34条 卒業審査に不合格となった者は、指示に従って再審査を受けることができる。

第9節 学費

第35条 授業料その他所定の学費は、学年の始めに納付するものとする。

第36条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により保証人と連署で願い出なければならない。

第37条 授業料及び面接授業等に必要な費用は、別表2のとおりとする。

第38条 試験料、卒業論文審査料その他各種の手数料等については、別表3のとおりとする。

第39条 既納の学費は、いかなる事由があっても返還しない。

第39条の2 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

2 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第10節 科目履修生

第40条 本大学通信教育課程の授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、収容定員に余裕のある場合に限り、科目履修生として入学を許可することができる。

第41条 科目履修生となることのできる者は、大学入学資格を有する者で選考に合格した者とする。

第42条 科目履修生が履修した授業科目について、第29条の科目修得試験を受けこれに合格した場合は、その授業科目の所定の単位を与える。

第43条 科目履修生として在学した年数は、第32条の在学年数として認めない。

第44条 科目履修生の在学年数は1年とする。ただし、願い出により更に1年継続して在学を許可することができる。

2 科目履修生の授業料等は、別表2のとおりとする。

3 科目履修生が継続して在学する場合は、別に定める継続履修費、補助教材費を納めなければならない。

第45条 科目履修生に関し、この節に規定されていない事項はすべて他の節の規定による。

第11節 特修生

第46条 第13条による入学資格のない者は、特修生として入学を許可する。

2 特修生の授業料等は、別表2のとおりとする。

第47条 特修生として本大学通信教育課程の総合教育科目の中から16単位以上、外国語4単位を修得した者は、別に定める規定により選考の上、正科生に転ずることができる。

2 正科生に転じた者が特修生として既に修得した総合教育科目、外国語科目・保健体育科目の単位については、卒業の要件となる単位として認定することができる。

3 前各項の取扱いは、本大学の通信教育課程のみに適用されるもので、正科生に転じた者が本大学の通学課程に転籍又は他大学への転学はできない。

4 特修生として、在学した年数は第32条の在学年数として認めない。

第48条 特修生の在学年数は1年とする。ただし、願い出により更に1年継続して在学を許可することができる。

第12節 賞罰

第49条 人物及び学業成績が優秀な者には、選考の上、授業料を免除し又は奨学金を支給することがある。

2 その他の賞罰については、日本大学学則第1章第14節による。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。

3 平成30年度以前から在籍する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。

別表 1

教 育 研 究 上 の 目 的 (大学)	
法 学 部 (通信教育課程)	<p>法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また、高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する。</p> <p>(法律学科)</p> <p>ますます多元化・グローバル化していく社会では、これまでリーガルマインドと称されてきた一定のルールに従いもめごとを解決する能力が、法律家のみならず我々社会人にとって必要不可欠である。このような能力を生かし、社会の様々な領域で中核的存在として活躍する人材を養成する。</p> <p>(政治経済学科)</p> <p>現代社会を理解する上で不可欠な政治・経済・法律などの幅広い知識を基礎に、独自の視点、問題解明能力、判断力などを育成することを通じて、政治の担い手をはじめ、国や地方の公共団体、民間企業、NGO、マスコミ、さらには国際社会などの分野で実践的能力を發揮するリーダーとなる人材を養成する。</p>
文 理 学 部 (通信教育課程)	<p>「文と理の融合」を教育理念に掲げ、教養教育と専門教育の両面から総合的・学際的な教育を行い、かつ高度な専門的研究も行う。また、時代や社会のニーズに応えられる教養教育、語学教育、情報教育の充実を図り、かつ特色ある専門教育により、総合的な学力または専門的な学力を有する人材を養成する。</p> <p>(文学専攻 国文学)</p> <p>日本語・日本文学・書学の各分野における多角的で総合的な研究に基づく教育を目的とし、中・高等学校等の国語科教員をはじめとして、日本語・日本文学・日本文化に関する深い知識と、それらを駆使した優れた思考力、対話力、文章力、プレゼンテーション能力をもった、社会的に有為な人材を養成する。</p> <p>(文学専攻 英文学)</p>

高度な英語運用能力と英米文学及び英語学の知識に基づく豊かな教養を備え、国際社会の場をはじめ各方面で活躍できる能力を持つ人材を養成する。具体的には、コミュニケーション中心の科目の学修を通して、社会に十分通用する英語運用能力を身に付けさせ、英米の文学・文化・言語の専門知識に裏打ちされた多様な価値観を持つ、個性豊かな人材を養成する。

(哲学専攻)

哲学・宗教学・倫理学の理論と方法を学ぶことを通じて、人間の価値と文化的実践に関わる総合的・体系的の研究を行う。特に、古今の哲学者の著作を厳密に読解することを基本としながら、思想全般にわたる幅広い知識を身に付ける。それによって、多様化する現代社会の中で自ら問題を発見し、分析して解決する鋭い思考力と複眼的なものの見方をもった人材を養成する。

(史学専攻)

現代社会の様々な問題を解決するためには、過去の経緯を踏まえることが必要である。入門科目・概説科目・特講科目・演習科目を基本に歴史及びその研究法を習得し、歴史的視点と、より正確な歴史像把握の方法を身に付け、豊かな現代社会の構築に寄与する人材を養成する。

経 済 学 部 (通信教育課程)

自立した個人の自主的な努力を原則に、変化する経済的社会的環境に対し、人間としての生きる力、愛する力、考える力を養い、その全人格的能力を自由かつ多様に伸長することを図る。そのことを通じて、経済諸現象を経済・経営・会計の諸分野で分析できる能力を養い、国際的視野を持って高度情報化時代に対応できる健全かつ高度な専門職業人・社会人を養成する。

(経済学科)

経済学を系統的かつ体系的に学ぶために、基礎的教養・知識を修得しつつ、経済学の基礎理論を理解し、これを土台に、専門的能力を養成することによって、経済現象を経済学的に分析し、論理的に叙述する力を涵養し、変化の激しい経済社会に常に対応できる豊かな教養と専門知識を備えた人材を養成する。

商 学 部 (通信教育課程)

激しく変動する市場経済の下でビジネスを行うには、商品、人的資源、資金、情報にかかわる知識と実践的技能の習得が必要である。そのため、実学としてビジネスの理論を学修するとともに、幅広い教養に裏打ちされた職に就く力（就職力）を身に付け、国内だけでなく広く世界を視野に入れて、営利企業、非営利組織、行政で活躍できる専門能力、人間力をもった人材を養成する。

（商業学科）

商業学は、グローバル化やIT化など新しい時代の変化に対応して進化をとげつつある。ビジネス・経済にかかわる専門的な知識を基に、マーケティング、流通、貿易、金融、ビジネス法務など多様な科目を総合的・体系的に学ぶとともに、実践への応用力を養い、激動する市場環境に対応できる確かな判断力、問題解決能力を備えた人材を養成する。

別表2

項 目	摘 要	金 額	備 考
入 学 金	入学時のみ	30,000	
授業料 (正科生・特修生)	年 額	100,000	
授業料 (科目履修生)	1 単 位	5,000	

- 備考 1 金額の単位は円とする。
- 2 面接授業料等については、別に定めるところによる。
- 3 この表は、平成27年度入学者から適用する。

別表3

種 類	摘 要	金 額 (円)	備 考
卒 業 論 文 審 査 料		10,000	
総 合 面 接 試 問 料		10,000	
証 明 手 数 料			
在 学 証 明 書	1 通につき	300	
成 績 証 明 書	〃	300	
卒 業 証 明 書	〃	300	
卒 業 見 込 証 明 書	〃	300	
人 物 調 査 書	〃	300	
修 了 証 明 書	〃	300	
教員免許状取得見込証明書	〃	300	
単 位 修 得 証 明 書	〃	300	
面 接 授 業 出 席 証 明 書	〃	300	
英文証明書 (オリジナル)	〃	1,000	
〃 (コ ピ ー)	〃	500	

